

2016

Sep, Vol. 173

News Letter

— 目 次 —

情報システムに投資をすると会社が儲かる！？

Plaza-i 新機能－共通操作

どこでもドアが欲しい

Plaza-i 新機能－国別宛名表示

得意先を分類する 3 つの項目 得意先集計、得意先区分、得意先状況区分

最新の Plaza-i バージョン情報

電子申請等を行う場合の添付書類のイメージデータによる提出について

高額特定資産を取得した場合の納税義務判定等の見直し

Bal

情報システムに投資をすると会社が儲かる！？

先日、とある情報システム関連のセミナー（研修）を受講した際に、こんな命題が出され、ふと、普段の仕事を思い返しながら考えさせられました。（セミナーでは、「設備投資をすると…」でしたが、拙稿では「情報システム」としています。）

さて、情報システムに投資をすると会社が儲かるか？

答えは当然「Yes」（であるはず）なのですが、「なぜ？」と改めて問われると、なかなかロジカルに具体性をもって答えるのが難しいところではあります。

セミナーの内容を私なりに理解して整理すると、①投資の目的・目標を定義する→②投資を実行する→③調達し、導入する→④属人的、局所的な作業がシステム化される、手作業がシステム化される→⑤活用する、使いこなす→⑥一人あたりの労働生産性が上がる→⑦一人あたりの付加価値額（≒営業利益）が上がる→⑧会社が儲かる。で、②と⑥を抜き出して、「情報システムに投資をすると会社が儲かる」となるわけです。

なるほど、「情報システムに投資をすると会社が儲かる」には、⑤⑥⑦の「前提」があり、つまり「情報システムを活用すると会社が儲かる」と言い換えることができます。

この⑤以降は、情報システムを開発、提供する側からは「運用・保守フェーズ」と言われることがあります。一方、情報システムを利用する側からは、「IT サービス活用フェーズ」と言われます。（IT コーディネータ協会『IT コーディネータ（ITC）プロセスガイドライン Ver.2.0』「第二部 IT 経営プロセス全体図、1. 概要フロー」）

Plaza-i を活用する

情報システムを活用するとは、データベースに蓄積した「データ」を「情報」として利用することと言えます。

「情報」とは、「ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするた

めに役立つ資料や知識」（weblio 辞書、三省堂大辞林、<http://www.weblio.jp/content/情報>、参照 2016 年 09 月 09 日）を意味しています。企業活動では、「情報」は、経営者、管理者、現場担当者等、その利用者によって様々であり、また、状況によってその内容が変わっていきま

す。Plaza-i では、こうしたニーズに柔軟に対応するために、「BAS ビジネス分析モジュール」があります。帳票や照会画面などのあらかじめプログラムされた機能ではなく、（利用者にとっての）「情報」を取り出すための「定義（データベース問い合わせ言語）」そのものを、いくつでもマスター登録することができます。マスター登録した「定義」は、当然、（アプリケーションプログラムの変更を伴わずに、）変更することが可能です。また、「こんな情報が見たい」「こんなデータを取り出したい」を Plaza-i で実現するために、弊社コンサルタントによる「適用コンサルティングサービス」「導入コンサルティングサービス」も実施いたしております。本項をご高覧の Plaza-i ユーザ様におかれましては、「Plaza-i を活用し、会社が（より）儲かる」ための「IT サービス活用フェーズ」を、今一度、ご検討されてみてはいかがでしょうか？

Plaza-i 新機能－共通操作

はじめに

今回は Plaza-i に最近追加された共通機能についていくつかご紹介致します。

F5 キーで日付検索（カレンダー）

Plaza-i V2.01.31 から、日付入力用のテキストボックスまたはグリッドのセルで F5 キーを押すと、日付検索（カレンダー）ダイアログが開くようになりました。



カレンダー欄で日付をダブルクリックするか、または OK ボタンをクリックすると、日付を選択・入力することができます。詳細につきましては、ユーザーズガイド CMN 操作編の共通基本操作（章）、検索機能（節）、日付の検索（カレンダー）（項）の説明をご参照下さい。

F1 キーでユーザーズガイド表示

Plaza-i V2.01.36 から、設定によりヘルプ機能としてユーザーズガイドの PDF ファイルが開くようになりました。

Plaza-i のメニューに対応した画面上で F1 キーを押すと、ユーザーズガイドが開き、そのメニューに対応したユーザーズガイドの節に自動でジャンプします。

この機能を利用するには、Plaza-i アプリケーションサポートサービス (PASS) 契約に基づき、弊社からお客様 ID を入手し、弊社 Web サイトからユーザーズガイドを共有フォルダにダウンロードする必要があります。

詳細につきましては、ユーザーズガイド CMN 管理者編の Plaza-i の共通機能（節）、F1 ヘルプ機能（項）の説明をご参照下さい。

どこでもドアが欲しい

今回は少しシステムの話から離れてみたいと思います。

安倍政権が最重要課題としてあげている働き方改革。働く親の視点から私なりに考えてみました。

特に小さい子を持つ働く親にとって一番欲しいもの、それは職場と保育園と自宅を一瞬で

移動できる、ドラえものの「どこでもドア」。小学生以上の子の親でも家で一人で留守番させるリスクを考えれば会社から瞬間的に帰りたい。本当にあったらどんなに楽か…。

私自身、一日のうちで移動時間ほど無駄な時間はないと考えてしまいます。家庭から仕事へ気持ちの切り替えができる時間、唯一、一人になれる時間、ゆっくり本が読める時間なども捉えられますが、無くす事が出来ないので敢えてポジティブに考えるだけで、無ければこれほどありがたいことはありません。

どこでもドアがあったら…

- ・時短勤務をしなくても保育園のお迎えが間に合う。
- ・早めに帰る気まずさがない。
- ・移動時間を気にせずフルタイムで働けるため、収入も 100%。
- ・時間に余裕ができれば家族と過ごす時間にあてられ、親の気持ちにも余裕が生まれる。
- ・往復の通勤疲れから解放されるので家庭がおざなりにならない。
- ・親に気持ちのゆとりがあれば例えば夕食のおかずが一品増えたり、一緒にお風呂に入って子供とのスキンシップの時間も持てる。
- ・心が充足していれば翌日の仕事もまた心身に健康で取り組める。

ま、そううまくいかないのが家庭や子育てだけれども、やはりメリットばかりが頭に浮かびます。

こういう効果が期待できる働き方ができないものか。

一番近いのは「在宅勤務」。既に取り入れている企業もあり、私の廻りの友人の間でも最近ちらほら在宅勤務を選択する人が増えてきました。もちろん接客業のように完全な在宅勤務に向かない職種はありますが、今や共働きはあたりまえ。毎日決まった会社へ通勤をする人にとっては、移動時間分を家庭（仕事？）に充てられ、フルタイムでも移動時間の心配をせず働ける環境はとても重要です。通勤の疲れもない

から効率的に業務をこなす生産性をあげることもできるのではないのでしょうか。

少しシステムの話をすれば IT 環境やセキュリティ面において、自宅から会社のネットワークにつながる技術も最近ではそれほど大きな壁でなくなり、数千円で売っている Web カメラと Skype があればどこにいたって顔をみながらの会議も可能です。

会社の慣習や業務内容に応じて管理レベルも異なってくるので、会社側の視点からの在宅勤務制度のリスクや管理については言及しませんが、働く親の立場から都合の良い思いを勝手に綴ってみました。

子育て世帯に限らず、介護世帯、ひいては家庭を持ってようがなかろうが、節約できた時間を趣味や学習のために使える働き方ができれば、プライベートがより充実し、国民の幸福指数がぐっとあがりそうな気がします。在宅勤務（テレワーク）が近い将来もっと浸透していった、少なくとも子育て繁忙期や介護環境下にある働き手にやさしい柔軟な働き方ができる社会が早く来ればと切に願います。

Plaza-i 新機能－国別宛名表示

はじめに

海外進出に強い Plaza-i の新機能のご紹介です。外部帳票（主に汎用帳票）の住所や取引先名などの宛名情報を、送付先の国の規定に沿った表示形式に自動で切り替えて印刷できる機能を V2.01.39 で追加しました。

宛名表示様式は国によって様々

例えば日本様式では宛名は「郵便番号、住所、取引先名、所属、役職、個人名」のように並ぶのが通常ですが、例えばアメリカ様式では「個人名」が最初にあり、最後に州名＋郵便番号、国名が並びます。あるいはまた、シンガポールでは「州名」はありません。このように、宛名表示様式は国によって様々です。そこで、本機能を利用することにより、送付先国の様式に沿って外部帳票を印刷します。

対応帳票一覧

システム	メニュー名	帳票名
ARS 債権管理	請求書発行	汎用請求書1～5
ARS 債権管理	勘定書印刷	勘定書
DRS 物流管理	納品書印刷	汎用納品書1～5
	入出庫伝票印刷	汎用入出庫伝票1～5
PUR 購買管理	発注伝票印刷	汎用発注書1～5
		汎用資材明細書1～5
SOE 販売管理	見積伝票印刷	汎用見積書1～5
		汎用注文書1～5
		汎用請求書1～5
THR 顧客管理	送付状	売上伝票－汎用納品書1～5
		送り状
		地図
		レター

セットアップ

上記例に倣い、アメリカ、シンガポールの2カ国の設定を行うものとします。

- ・ユーザテキスト生成パターンマスター

宛名情報の各項目の順番や位置など、どのように出力するかを設定します。2パターン登録します。

- ・国コードマスター

登録したユーザテキスト生成パターンを「アメリカ」、「シンガポール」にそれぞれ設定します。

- ・ユーザキャプションマスター

言語「英語」にて、国別宛名表示用のテキストボックスを「使用する」設定をします。

表示例

- ・アメリカ様式

通常、郵便番号と国名は並列表示しません。

```
Ms.Carlie Simon
Sales Representative
Sales Division
International Sales
Sports World International Inc.
South Waker 233 Chicago
Chicago Top Tower #45-13
51233
United States
```

- ・シンガポール様式

通常、国名と郵便番号を並列表示します。

Mr. Brenda Mason
Manager
Warehouse
DC of Atrix New Road
Work Center N200-2
New Road, Oldcourt
Singapore 198230

最後に

今回ご紹介した機能の詳細は、ユーザーズガイド **CMN** 管理者編、国別宛名表示（節）にも記載しています。是非、ご参照ください。

得意先を分類する3つの項目

得意先集計、得意先区分、得意先状況区分

はじめに

従来、担当者や担当組織以外で Plaza-i の得意先を分類、集計する項目は得意先集計コード、得意先区分の2つでしたが、V2.01.38.00 で新たに得意先状況区分という区分が追加されましたので、従来の2つの項目の役割と絡めてご紹介します。

得意先集計

得意先集計コードは、企業単位で全得意先を統一したコード体系で分類する属性です。全得意先にもれなく登録を行う必要があります。

得意先マスターは会社別のマスターですが、得意先集計コードは会社の枠を超えて同じコード体系で得意先を分類できる部分に特徴があります。

得意先集計コードは階層構造とすることが可能で、得意先マスターへの登録が一番細かい単位で行います。

また、SRP 売上報告システムでは、得意先コード別ではなく、得意先集計コード別に売上実績及び予算を集計します。

得意先区分

得意先区分は、会社単位で得意先を分類する区分です。この区分も必須であり、全得意先に対して登録する必要があります。

得意先区分は卸国内得意先、直販国内得意先、個人顧客などのように、得意先を大きな区分に分ける場合に利用します。

また、得意先のパターン分析を行い、そのパターンを登録し、得意先マスターのテンプレートとして利用可能です。

得意先区分マスターに登録した属性のほとんどが得意先マスターや伝票に複写されていきますので、入力者が意識しなければいけない項目が減ります。活用すると結果として入力精度の上昇が期待できます。

得意先状況区分

得意先状況区分は、V2.01.38.00 で Plaza-i に追加された区分で、売上実績、予算を新規取引や継続取引等、得意先の取引状況別に分類する区分です。

「継続保守」・「既存顧客からの追加受注」・「新規顧客から受注」を受注上で認識出来るので、フロービジネスとストックビジネスを融合させた業態（ソフトウェアや会計事務所等）などにおいて、新規開拓した割合・リピート率などを分析し、新規開拓・既存顧客営業のどちらに、より力を注げばよいかなどの意思決定に効果的です。

受注伝票での得意先状況区分の判定

得意先マスターの初回受注日、最終受注日に受注タイプマスターの新規取引期間、復活取引期間を加味し、受注日と比較して決定します。

得意先マスターの初回受注日が空白の場合は、「新規」と判定します。

また空白でない場合でも、最終受注日が空白の場合は初回受注日、空白でなければ最終受注日（以下、前回取引日）+新規取引期間 \geq 受注日であれば「新規」となります。

但し、継続取引を前提とする BtoB の物販業では、「新規」と判定され続けてしまう可能性があり、復活取引期間を1以上にした設定は向いていません。

その得意先での受注承認が 2 回目以降で新規取引期間以降の受注日の場合、「既存」と判定します。

前回取引日 + 復活取引期間 \geq 受注日の場合に「既存」となります。

また、受注タイプの既存取引判定区分によって「3 : 既存 (追加)」「4 : 既存 (継続)」を判断します。

前回取引日 + 受注タイプマスターの復活取引期間以降の受注日の場合に「復活」と判定します。

ただし、新規取引期間にあてはまる場合には「新規」と判定します。

おわりに

今回ご紹介した区分のうち、新機能である得意先状況区分は、会社別オプションのセットアップや既存の得意先のデータコンバージョンが必要であるものの、稼働途中でも導入が可能です。また、既存の 2 つの項目についても、もっと積極的に活用したい場合は、ご相談を承っておりますので、お気軽に弊社サポート担当者、導入担当者または[弊社 HP 資料請求](#)までお問い合わせ下さい。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 28 年 9 月 21 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.39.08

Plaza-i 給与計算システム V2.0.5.47

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) Top 画面の「ニュース」欄にも掲載しております。

電子申請等を行う場合の添付書類の イメージデータによる提出について

データ送信の範囲の拡大について、その概要についてご説明いたします。

1. 従来の取り扱い

いわゆる e-Tax による電子申請、電子申告等を行うにあたって、申請書又は申告書等に添付が必要な書類のうち、様式が指定されているもの又はデータを記述する規格が存在するものについては、申告等データとともにデータでの送信が可能ですが、それ以外の添付書類については書面での提出が必要となります。

書面による提出が必要な添付書類としては、登記事項証明書、収用証明書、定款、出資関係図などが考えられます。

2. 改正内容

平成 28 年 4 月 1 日（金）から、e-Tax による電子申請等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類については、イメージデータ（PDF 形式）による提出が可能となり、書面による提出に代えることができます。

添付書類のイメージデータによる提出の受付を開始した手続きについては、次のとおりです。

申告手続き	申請・届出等手続き
<ul style="list-style-type: none"> ・法人税 ・消費税（法人） ・酒税 	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉所得税関係 ・法人税関係 ・消費税（法人）関係 ・間接諸税関係 ・酒税関係 ・納税関係 ・法定調書関係 ・電子帳簿保存法関係（法人） ・再調査の請求・審査請求関係

また、次の手続きについては、平成 29 年 1 月 4 日（水）から添付書類のイメージデータの受付を開始する予定となっております。

申請手続き	申請・届出等手続き
<ul style="list-style-type: none"> ・所得税 ・贈与税 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税関係 ・消費税（個人）関係 ・贈与税関係 ・相続税関係 ・電子帳簿保存法関係（個人）

なお、税務・会計ソフトで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書（以下「財務諸表等」といいます。）のデータはイメージデータによる提出ができないこととなっておりますが、国税庁が指定する CSV 形式のデータで財務諸表等を作成し、e-Tax で送信可能なファイル形式に変換したものを e-Tax で提出（送信）することが可能となります。

3. 留意事項

（1）イメージデータで送信した添付書類の原本保存について

イメージデータで送信した添付書類のうち、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：収用証明書、登記事項証明書など）については、申告に係る添付書類は法定申告期限から 5 年間（贈与税、移転価格税制の適用がある法人税等の申告は 6 年間、法人税の純損失等の金額がある場合の申告は 9 年間）、申請・届出等に係る添付書類は提出した日から 5 年間、保存しておく必要があります。

（2）イメージデータの作成について

税務署において、イメージデータの内容が確認できない場合は、税務署から、イメージデータの再送信又は書面による提出を求められることがあります。

（3）イメージデータによる提出対象外の添付書類の提出※について

申告書、申請・届出書やイメージデータによる提出の対象とならない書類をイメージデータで送信された場合、その送信は効力を有しないこととなります。

この場合、改めてe-Taxによる電子データ（XBRL形式又はXML形式）の送信又は書面による提出が必要であり、再送信等の日が文書收受日となります。

※イメージデータによる提出の対象外の添付書類

区分	具体例
電子データ（XBRL形式又はXML形式）により提出が可能な添付書類	法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書、所得税申告の青色申告決算書及び譲渡所得の内訳書など
所得税申告で記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる添付書類	給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書、生命保険料控除及び寄付金控除証明書など
原本への割印が必要となるなど手続きの特性上、書面提出が必要な添付書類	印紙税過誤納確認申請の添付書類など

高額特定資産を取得した場合の納税義務判定等の見直し

平成28年度の税制改正により、従来の消費税法の事業者免税点制度の判定および簡易課税制度の適用に関して、新たに判定要素が加わることとなりましたので解説致します。

(1)制度の概要と改正前の取扱い

法人の消費税の納税義務の判定については、通常基準期間（法人の場合には前々事業年度）の課税売上高を判定要素として、1,000万円以下であれば消費税の納税義務が免除されることとされていました。これを「事業者免税点制度」と言います。納税義務の判定の際には、基準期間の課税売上高以外にも判定要素があり、いくつかの特例規定が設けられておりますが、今回は特例規定の説明は省略します。

また、消費税の納税義務が免除されない法人が納税額を算定する際の計算方法として、「原則制度」と「簡易課税制度」が設けられています。「原則制度」とは、課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することにより納税額を算定する制度です。

一方、「簡易課税制度」とは課税売上に係る消費税額から、その消費税額の一定割合（40～90%）を控除することで納税額を算定する制度です。簡易課税制度の適用を受ける場合には、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、簡易課税制度選択届出書を提出している法人であれば適用できることとされていました。

(2)改正後の取扱い

法人が高額特定資産を取得した場合または高額特定資産を自己建設した場合には、事業者免税点制度および簡易課税制度の適用に関して制限が設けられます。今回は、高額特定資産を取得した場合に関して解説致します。

【高額特定資産を取得した場合】

課税事業者が、「事業者免税点制度」および「簡易課税制度」の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の課税仕入れ等を行った場合には、高額特定資産の課税仕入れ等の日の属する課税期間から高額特定資産の課税仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日

の属する課税期間までは「事業者免税点制度」および「簡易課税制度」の適用が受けられないこととされました。

※「高額特定資産」とは、一取引単位につき課税仕入れに係る支払対価の額（税抜）が1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産（建物、機械装置等）とされています。

改正の影響を、具体例を使って説明致します。

【具体例】

（前提）

- ・資本金1,000万円不動産販売会社を設立（第1期及び第2期は課税事業者）
- ・第1期に建物（棚卸資産）を1,080万円で購入
- ・第1期は原則制度を適用し、第2期より簡易課税制度（第1種事業）を適用
- ・第2期に建物を1,620万円売却
- ・他の取引は無いものとする

（単位：万円）

課税・免税 原則・簡易	第1期	第2期
	課税 原則	課税 簡易
（改正前）		
課税売上	0	1,620
課税仕入	1,080	0
消費税		
納付額	0	12
（還付額）	（80）	0
↓		
（改正後）		
課税売上	0	1,620
課税仕入	1,080	0
消費税		
納付額	0	120
（還付額）	（80）	0
差額	0	108

（解説）

税制改正前においては、第1期に建物の購入時に支払った消費税額80万円の還付を受け、第2期において課税仕入れに係る消費税額がないにも関わらずに、簡易課税制度を採用することにより課税売上に係る消費税額120万円から108万円（120万円×90%）を課税仕入れに係る消費税額とみなして控除することが可能になり差額の12万円を納付すれば済んでいました。

今回の改正により、第2期については簡易課税制度を採用することができずに原則制度で納税額を算定することとなるため、課税売上に係る消費税額120万円を全額納付する必要が生じ、以前のような節税はできないこととなりました。

【適用時期】

上記の取り扱い、平成28年4月1日以後に高額特定資産の課税仕入れ等を行った場合に適用されます。

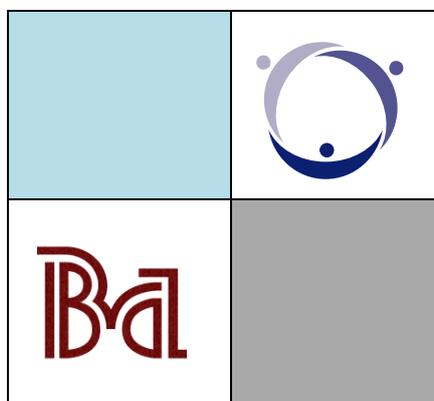
ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、平成28年4月1日以後に課税仕入れ等を行う場合には、当該規定は適用されません。

【税務署への届出】

上記取り扱いの適用を受ける法人は、速やかに「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」を税務署に提出する必要があります。

(3)最後に

今回の改正により、設立間もない会社や売上規模が小さい会社で「簡易課税制度」「事業者免税点制度」の適用が可能な会社について、高額な資産を購入する場合には、「簡易課税制度」「事業者免税点度」の取り扱いに制約が生じますので、今後は各規定の取り扱いの可否を検討する必要があります。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>